

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第三条第二項第二号等の規定に基づく関連情報の構成及び送出手順等の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第三条第二項第二号等の規定に基づく関連情報の構成及び送出手順等（平成二十三年総務省告示第二百九十九号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1～7 （略）</p> <p>別表第一号～別表第十九号 （略）</p> <p>別表第二十号 記述子の構成 （略表）</p> <p>別記第1・別記第2 （略）</p> <p>別記第3 部分受信記述子の構成 （略図）</p> <p>注1～3 （略）</p> <p>4 本記述子は、標準方式第2章から第4章第2節までに定めるデジタル放送において、部分受信部が存在する場合のみ使用するものとし、N I Tの記述子2の領域で伝送されるものとする。</p> <p>別記第4 地上分配システム記述子の構成 （略図）</p> <p>注1～6 （略）</p> <p>7 本記述子は、標準方式第2章から第4章第2節までに定めるデジタル放送を行う場合のみ使用するものとし、N I Tの記述子2の領域で伝送するものとする。</p> <p>別記第5・別記第6 （略）</p> <p>別記第7 （略図）</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 システム管理識別子は、放送、非放送等を識別するのに使用する領域とし、次のような構成及び割当てとする。</p>	<p>1～7 （略）</p> <p>別表第一号～別表第十九号 （略）</p> <p>別表第二十号 記述子の構成 （略表）</p> <p>別記第1・別記第2 （略）</p> <p>別記第3 部分受信記述子の構成 （略図）</p> <p>注1～3 （略）</p> <p>4 本記述子は、標準方式第2章、第3章及び第4章第1節に規定するデジタル放送において、部分受信部が存在する場合のみ使用するものとし、N I Tの記述子2の領域で伝送されるものとする。</p> <p>別記第4 地上分配システム記述子の構成 （略図）</p> <p>注1～6 （略）</p> <p>7 本記述子は、標準方式第2章、第3章及び第4章第1節に規定するデジタル放送を行う場合のみ使用するものとし、N I Tの記述子2の領域で伝送するものとする。</p> <p>別記第5・別記第6 （略）</p> <p>別記第7 （略図）</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>3 システム管理識別子は、放送、非放送等を識別するのに使用する領域とし、次のような構成及び割当てとする。</p>

システム管理識別子の構成
(略表)

放送、非放送の種別

(略表)

放送の標準方式の種別

値	割当て
'000001'	標準方式第6章第2節に定めるデジタル放送
'000010'	標準方式第5章第2節に定めるデジタル放送
'000011'	標準方式第3章に定めるデジタル放送
'000100'	標準方式第6章第3節に定めるデジタル放送
'000101'	標準方式第2章に定めるデジタル放送
'000110'	未定義
'000111'	標準方式第6章第4節に定めるデジタル放送
'001000'	標準方式第5章第3節に定めるデジタル放送
'001001'	標準方式第6章第5節に定めるデジタル放送
'001010'	標準方式第4章第2節に定めるデジタル放送
'001011'	標準方式第4章第1節に定めるデジタル放送
'001100' — '111111'	未定義

4 (略)

5 標準方式第2章から第4章第2節まで、第5章第2節及び第6章第3節に定めるデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に定めるデジタル放送のうちTSパケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合はPMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性はPMTの記述子1、NITの記述子2、NITの記述子1の順とする。

6・7 (略)

システム管理識別子の構成
(略表)

放送、非放送の種別

(略表)

放送の標準方式の種別

値	割当て
'000001'	標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送
'000010'	標準方式第5章第2節に規定するデジタル放送
'000011'	標準方式第3章に規定するデジタル放送
'000100'	標準方式第6章第3節に規定するデジタル放送
'000101'	標準方式第2章に規定するデジタル放送
'000110'	未定義
'000111'	標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送
'001000'	標準方式第5章第3節に規定するデジタル放送
'001001'	標準方式第6章第5節に規定するデジタル放送
'001010'	標準方式第4章第1節に規定するデジタル放送
'001011' — '111111'	未定義

4 (略)

5 標準方式第2章から第4章第1節まで、第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送並びに第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送のうちTSパケットにより伝送されるものにおいて本記述子を伝送する場合はPMTの記述子1の領域又はNITの記述子1若しくは記述子2の領域とし、複数の領域で伝送されている場合の有効性はPMTの記述子1、NITの記述子2、NITの記述子1の順とする。

6・7 (略)

別記第8～別記第12 (略)
別表第二十一号～別表第二十六号 (略)

別記第8～別記第12 (略)
別表第二十一号～別表第二十六号 (略)